

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第十号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の十五の二の項中「一万百円」を「九千七百円」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。